

め、利用者が健全で充実した人生が送れるように支援し続けます。

第10条【利用保護者への介護軽減と相互理解および協力】

私たち職員は、利用者の保護者への介護負担の軽減を考え、実践して行くよう努めます。また、各障がい者事業所運営や利用者個別支援について明示し、相互に理解と連携を保ちながら協力して利用者の支援を進めて行きます。

第11条【職員間の相互理解】

私たち職員は、常に利用者の支援を優先し、職員相互理解のもと、業務を遂行します。

第12条【利用者の気持ち理解】

私たち職員は、常に利用者の気持ちを第一に考えて行きます。

- 1 私の一生の中で、あなたと一緒にいられるのは、ほんのわずかな時間です。どうか私との時間を大切にしてください。一緒に楽しみましょう。
- 2 私が「あなたに望んでいること」を理解できるようになるまで時間を与えてください。私にも考えや好きなこと、嫌いなことがあります。
- 3 私を信じて下さい。。。私のことをわかって下さい。それだけで私は、幸せです。
- 4 私を長い時間叱ったり、罰を与えないで下さい。貴方には、仕事や楽しみ、友達もいるでしょう。でも、私にはあなたしかいないのです。
- 5 私に話しかけてください。たとえあなたの言葉を理解できなくても、私に話しかけてくれるあなたの声で理解しています。
- 6 私を注意する前に、私がそうなる原因が何なのかあなた自身に問いかけてみてください。
- 7 行事を決めるときに勝手に決めないでください。私にも希望や夢があります。
- 8 私には、自分を愛してくれているのか、くれないのかとてもよくわかります。どうか、少しでもよいです私を愛してください。
- 9 私には、親がいます。お母さん、お父さんはとても大変です。どうかあなたにできることでおかあさんやお父さんを助けてあげてください。お願いします。
- 10 私との別れの日、あなたの旅立ちの時まで、そばにいてください。あなたが側にいてくれるだけで私は幸せです。そして。。。どうか、忘れないでください。あなたを愛していることを。

第11条【職員の行動基準】

私たち職員は、常に次のことを念頭に置き利用者支援、各障がい者事業所運営を行います。

- 1 利用者に対して体罰は、絶対に行いません。(体罰とは、殴る、叩く、蹴る、正座をさせる。拘束する等の肉体的苦痛や大声での威圧、相手を傷つける言葉、無視する、暴言を吐く等の精神的な苦痛を含む)
- 2 利用者に対して、個人の尊厳を重んじ、差別的な態度及び言動で接しません。
- 3 各障がい者事業所の日課や活動の予定、行事の計画は、十分に利用者が理解でき